

## 別表二 「同族会社等の判定に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、会社が法第2条第10号《定義》に規定する同族会社（以下「同族会社」といいます。）に該当するかどうか及び法第67条第1項《特定同族会社の特別税率》に規定する特定同族会社（以下「特定同族会社」といいます。）に該当するかどうかを判定する場合に記載します。

なお、この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額 1」の内書	<p>その会社が有する自己の株式の数又は出資の金額がある場合に、その自己の株式の数又は出資の金額を記載します。</p> <p>この場合において、「株式数等による判定 3」及び「株式数等による判定 12」の各欄の記載に当たっては、その内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。</p>	「1」の本書には、その自己の株式の数又は出資の金額を含む発行済株式の総数又は出資の総額を記載することになりますので、御注意ください。
「期末現在の議決権の総数 4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数 5」、「議決権の数による判定 6」、「(22)の上位1順位の議決権の数 13」、「議決権の数による判定 14」、「議決権の数 20」及び「議決権の数 22」	<p>その会社が令第4条第3項第2号イからニまで《同族関係者の範囲》及び第139条の7第3項第2号イからニまで《被支配会社の範囲》に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式（出資を含みます。以下「種類株式」といいます。）を発行していない場合には記載する必要はありません。</p> <p>ただし、この場合であっても、議決権を行使することができない株主等有するその議決権（以下「行使不可能議決権」といいます。）に係る株式がある場合には、記載する必要がありますので、御注意ください。</p>	
「期末現在の議決権の総数 4」の内書	<p>その会社が発行している株式に行使不可能議決権に係る株式がある場合に、その行使不可能議決権の数を記載します。</p> <p>この場合において、次の各欄はそれぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 「議決権の数による判定 6」及び「議決権の数による判定 14」の各欄 「4」で内書きした数を分母の数から控除して計算します。</p> <p>(2) 「議決権の数 20」及び「議決権の数 22」の各欄 行使不可能議決権の数を控除して記載します。</p>	「4」の本書には、その行使不可能議決権の数を含む議決権の総数を記載することになりますので、御注意ください。
「期末現在の議決権の総数 4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権 5」及び「議決権の数による判定 6」	その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき総数、数及び割合（以下「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。	その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
<p>「②①の上位 1 順位の株式数又は出資の金額 11」から「特定同族会社の判定割合 17」までの各欄</p>	<p>(1) 当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合には記載する必要はありません。 ただし、その場合であっても、次に掲げる法人は記載する必要があります。 イ 当期が平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度である場合で、資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第 66 条第 6 項第 2 号又は第 3 号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人 ロ 当期が平成 23 年 4 月 1 日前に開始した事業年度である場合で、平成 23 年改正前の法第 66 条第 6 項第 2 号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人 (2) 清算中である場合には記載する必要はありません。</p>	
<p>「②①の上位 1 順位の議決権の数 13」及び「議決権の数による判定 14」</p>	<p>その会社が種類株式を発行している場合において、これらの各欄に記載すべき数及び判定割合は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の数及び判定割合を記載します。 この場合において、同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容と特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の内容とが異なるときは、その特定同族会社の判定割合の基礎となった議決権の数（行使不可能議決権の数を除きます。）を「議決権の数 22」の欄の上段に外書として記載し、「②①の上位 1 順位の議決権の数 13」及び「議決権の数による判定 <math>\frac{(13)}{(4)}</math> 14」の各欄は、それぞれ「(22 の外書)の上位 1 順位の議決権の数 13」及び「議決権の数による判定 <math>\frac{(13)}{(22 \text{ の外書の合計})}</math> 14」として記載します。</p>	<p>その会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び左記の計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。</p>
<p>「期末現在の社員の総数 7」、「社員の 3 人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数 8」、「社員の数による判定 9」、「②①の社員の 1 人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数 15」及び「社員の数による判定 16」</p>	<p>その会社が合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。 ただし、「株式数等による判定 3」若しくは「議決権の数による判定 6」の欄のうちいずれかの判定により同族会社に該当する場合又は「株式数等による判定 12」若しくは「議決権の数による判定 14」の欄のうちいずれかの判定により特定同族会社に該当する場合には、「7」から「9」まで又は「15」及び「16」の各欄は記載する必要はありません。</p>	
<p>「期末現在の社員の総数 7」、「社員の 3 人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数 8」及び「②①の社員の 1 人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数 15」</p>	<p>持分会社である会社の社員の総数及び数を記載します。 ただし、その持分会社が業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）を定めている場合には、その業務執行社員の総数及び数を記載します。</p>	<p>業務執行社員に該当する者については、「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」の「氏名又は法人名」の欄にその旨を記載します。</p>
<p>「判定結果 18」</p>	<p>該当するものを○で囲んで表示します。</p>	<p>判定は、次のようになります。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		(1) 「特定同族会社の判定割合 17」が 50%超……特定同族会社 (2) 「特定同族会社の判定割合 17」が 50%以下(記載する必要がない場合を含みます。)で「同族会社の判定割合 10」が 50%超……同族会社 (3) 「同族会社の判定割合 10」が 50%以下……非同族会社
<b>「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」</b> の各欄	<p>その会社の株主（又は社員）の 1 人及びその同族関係者（以下「株主グループ」といいます。）の所有する株式数又は出資の金額の合計が最も多いものから順次記載しますが、「その他の株主等」の「株式数又は出資の金額 21」の欄又は「議決権の数 22」の欄に記載された株主グループが 3 つになったときは、その他の株主グループについては記載する必要はありません。</p> <p>なお、その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社は判定基準となる株主（社員）に含まれません。</p>	筆頭株主が非同族会社である場合にも 1 グループとして記載します。
<b>「被支配会社でない法人株主等」</b> の各欄	<p>「判定基準となる株主（社員）及び同族関係者」に記載された株主（又は社員）が非同族会社である場合又は特定同族会社に該当しない同族会社である場合（被支配会社に該当し、かつ、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であること及び清算中であることにより特定同族会社に該当しないこととされる場合を除きます。）に、その株主（又は社員）が所有する株式数又は出資の金額等を記載します。</p>	
<b>「議決権の数 20」及び「議決権の数 22」</b>	<p>個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決権（以下「同意議決権」といいます。）について、令第 4 条第 6 項又は第 139 条の 7 第 6 項の規定の適用がある場合には、次の区分に応じて、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 同意議決権を有する者  「議決権の数」の欄に、その同意議決権の数を△印を付けて外書として「外同意△××」のように記載します。</p> <p>(2) 同意を受けている者  「議決権の数」の欄に、その同意議決権の数を外書として「外同意××」のように記載します。</p>	左記(2)で外書きした同意議決権の数については、「20」と(22)の上位 3 順位の議決権の数 5」又は「(22)の上位 1 順位の議決権の数 13」の欄への株主グループが有する「議決権の数」の移記に当たっては、本書に加算した上で記載します。

### 3 根拠条文

法 20、67、令 4、139 の 7